

仙台市社会教育委員の会議実施要領

(平成15年10月14日教育長決裁)

(目的)

第1条 この要領は、仙台市社会教育委員の会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 仙台市情報公開条例（平成3年仙台市条例第2号）第7条に規定する情報を取り扱うことが明らかな場合
- (2) 非公開とすべき旨の出席委員の発議に対して出席委員の3分の2以上の同意があった場合
- (3) 次回の会議の公開について、非公開としかどうかの決定を委員長に一任することにつき、出席委員の3分の2以上の同意があり、かつ、委員長が非公開とする決定をした場合

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとするものは、受付において住所、氏名等を備付けの用紙に記入しなければならない。

2 傍聴席の定員は原則として5名とし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、会場等の都合により、これにより難い場合は、委員長がその都度、別に定員を定める。

3 傍聴人が傍聴席に入場するときは、係員の指示に従い、指定された席に着かなければならない。

4 凶器その他危険な物を持っている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼすと認められる者は、入場することができない。

5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言をする等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- (2) 鉢巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長がこれを認めた場合はこの限りではない。
- (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- (6) その他、議場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
- (7) 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

6 委員長は、次の場合には傍聴人に対して、その行為を制止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 傍聴人が前項の規定に反したとき
- (2) 議場の秩序を乱すおそれがあるとき
- (3) その他議事の運営上必要があると認めるとき

7 傍聴人には、非公開の部分を除いた議案及び会議資料を原則として配付する。

8 非公開の部分を除いた議案及び会議資料については、会議終了後、仙台市市政情報センター及び各区情報センター（以下「センター」という。）において、市民等の閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

第4条 会議の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録は、事務局において作成する。

3 会議録は、原則として要点筆記の方法による。

(会議録の記載事項)

第5条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日
- (2) 開会及び閉会の時刻
- (3) 出席委員の氏名
- (4) 出席事務局職員の職氏名
- (5) 説明のために出席した者の職氏名
- (6) 議案
- (7) 議事の経過
- (8) その他会議において必要と認める事項

(会議録の署名)

第6条 会議録には、委員長及び会議に出席した委員1名が署名しなければならない。

- 2 署名後の会議録については、その写し（非公開の部分は除く。）をセンターにおいて市民等の閲覧に供するものとする。

(議場の秩序維持)

第7条 委員長は、議場の秩序維持に努めなければならない。

- 2 委員長は、前項の秩序維持のため、必要な措置を執ることができる。

(その他)

第8条 その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成15年11月1日から実施する。